

令和 2 年 12 月 9 日

東京都千代田区大手町一丁目 7 番 2 号
東京サンケイビル27階

Maple International 株式会社

代表取締役 三上 萌衣 殿

麹町税務署長 道免 良春



酒 類 販 売 業 免 許 通 知 書

令和 2 年 10 月 12 日付で申請のあった東京都千代田区大手町一丁目 3 番 4、3 番 3、3 番 7 及び 3 番 8 東京サンケイビル27階28号室（別紙図面に記載の酒類販売場の位置）の酒類販売業免許については、下記条件を付けて令和 2 年 12 月 9 日付で免許しましたから、酒税法第21条の規定により通知します。

なお、下記条件は、酒税保全上酒類の需給の均衡を維持するために付けるものです。

記

酒類の販売方法は、小売及び自己が輸出する酒類の卸売に限る。ただし、通信販売により小売する場合は次によること。

- 1 販売する酒類の範囲は、輸入酒類に限る。
- 2 酒類の販売方法は、2 都道府県以上の広範な地域の消費者等を対象としてカタログ等（インターネット等によるものを含む。）を使用して販売のための誘引行為を行い、通信手段により購入の申込みを受け、配達により商品の引渡しを行う小売販売で、かつ、酒類の購入申込者が20歳未満の者でないことを確認できる手段を講ずる場合に限る。